蘭・バタビア裁判・能崎清次ケース判決（和訳文）

蘭・バタビア裁判事件番号第一〇六号

能崎清次ケース判決（和訳文）

秘
無期限

法務大臣官房司法法制調査部

山岸祝二氏証言 第9次公判 31枚

判決

女王の名において

能崎清次　五十八才、石川県金沢市

[redacted]（日本）に生れ

（一九一八年四月十五日）日本陸軍

軍曹、現在チンリン刑務所に拘留中、

右の者に対する捕虜虐待事件に関する

ハタヒラ臨時軍法会議の判決

その二人に対する被告人を起訴した一九四八年

年十二月十四日の、横浜軍法会議

法務省

被告人は、スマトラ島において

被告人は、スマトラ島において、一九四四年の三月、四月及び五月

頃、スマトラ陸軍士官候補生学校の司令官

として在職中、戦争法規及び慣例に違反して

その学校に配属されていた軍人及びその学校

に勤務していた民間人軍人属の部下が戦争

犯罪を犯したことを容認して戦争犯罪を犯

し、彼は、その軍人及び軍属を充分に監督する

ことを怠り、又彼自身の行為を知らしめ

は知らず、被害の程の新聞が報じた戦争犯罪
の防止或は之の再発を防止する為
な措置を講じ居る今日迄聞くことを怠
り、その結果元記軍人及び民間人が、一九四
四年三月及び四月、既に日本が敗色濃
厚になつてスマランのスマラン・オーストー、ダン
カン及びハンマヘラメ居キヤンプ並びにアン
バラワの千四百名余キヤンプに収容されて
いた合計約三十五人の婦女子を強姦ラブ、
スマランラブ、日の丸及び星条旗を
焼却せしめ、強姦し、更に一九四
四年三月、遂に、既に日本の敗色濃厚になつて
ムンチランのキヤンプに収容されていた婦女子
をケランメ迄連れ去り、これ等の婦女子
を同様に強姦せしめ、強姦したが被
害人は、勿論戦争犯罪が行われたこと或は
それがどこであろうことを知つており、又動くとも動
かされず、何ら処置を講ずることを
考慮しない。

法務省

断する事は、一九四六年法令公報第四十五号
戦争犯罪刑法第四條及び第五條に規定せる外
罰する事を要することになつている。
一九四九年二月十四日、月曜日午後二時
ドネツク市第陸の建物内にある臨時軍法会
議の法廷に於ける被告人一九四九年二
月一四日火曜日召喚状を送達全員に異議
被告人の論告を聞き
被告人は弁護人を援出された
被告人は
被告人は
被告人は

法務省

一、強制売春を受せる婦女子を自ら致し
、売春を強制した
二、強姦
三、強盗傷害の犯罪
大き戦争犯罪につき有罪を宣告し
よつて死刑の判決をくだすことの刑に処
する。
傍聴して被告人に提示、読み聞かせた訴訟
書類を閲読し、
被告人及び弁護人の陳述に留意し、

行われたことは行われるであろうことを知り、動くを去れば知らるるけれども、なかなかにも拘らず戦争犯罪が行われることを察知したことが紙谷人に対し起訴されているが、起訴状よりして、これ（マランとアンバウ）をもわが マゲランとで行われているべで、証拠物を系統的に組織ずして並べ換の如く分けて見ることが望ましいことを考え、

一、一九四四年二月又は四月に、合計約三十五人の婦人がスマラン東ケダンガンから

法務省

ハルマヘラ並びにアンバウ及び西ボルネオ

収容所より

a. スマランの娼婦ならば、スマランから

ブ、日本軍及び兵隊相手に売春を強要した

b. 其処で彼女等に売春を強要し、

c. 彼女等を強姦し、そして

d. 彼女等を暴行した

一九四四年二月又は四月に一群の婦人をハンチランの収容所より

a. マゲラシの逃せたんのん、

b. 其の父が被女を売り売春させることを強制し、

c. 被女等を強姦した。

第一項例の事実の証拠は、当軍法会議が取り調べた第二十号証の一、九、四八年三月二十四日及び一九四八年九月十一日に三橋[illegible]一味及び池田正一に言い渡した判決一九四七年七十三号及び第二十二号Aとその他に証拠として証拠あるように合法的な文書に記載せられ、[illegible]

法務省

この判決で、次の部下が下記の刑に処せられたことを考慮し、即ち、

一、岡田敬次　強制売春の為の婦女子の誘惑

売春強制及び強姦罪で懲刑

二、川村千代松　強制売春の為の婦女子の誘惑、売春強制罪で懲役十年

三、村上[illegible]　被逮捕者の暴行罪で懲役七年

四、中原四郎　被逮捕者の暴行及び強姦罪で懲役十六年

20×20

五、石田英一　強制売春の為めの婦女子の拐致罪で懲役二年

六、古屋義　強制売春罪で懲役二十年

七、下田信次　売春強制罪で懲役十年

八、斉藤行雄　強制売春罪で懲役十年

九、[illegible]　売春強制罪で懲役七年

十、佐田[illegible]　強制売春の為めの婦女子の誘拐、売春強制、強姦罪で懲役十五年、

第一次所得の申告への訂正は、[illegible]

[illegible]人に読み聞かせた記事に基き、次の[illegible]

法務省

いるもの、

ニンテハ・エレルカンプーフランスハイク、三〇〇三/R三

ジャ・ペールマン　ーフランバレホーイイン　七八六八/R三

コ・ま・ママテルレーリークゼー　三三八八/R三

さいしょうスピーリン　三三八八三/R三

ジ・ジ・いしたメーヤー博士　ヒニン五六/R三

[illegible]　三三八八三/R三

[illegible]　三三八八四/R三

[illegible]　ヒニ/三六/R三

[illegible]　七三/ア七/R三

エス・ジー・ルーロフ、ルーロフ、ルーロフ、ルーロフ　三三、二、九、生

ジョージ・ハウヘンシーナイ、ヒュム　二四、〇、〇、生

ヒ・ヘルマン・ハウンロール　三三、一、一、生

長谷川生生　五四、八、五、生

松崎秋　五四、七、四、生

但し、これ等証拠書類によりて、ムンチランのキヤンプより婦女子のみ数及びマゲランの基地へ入れたる日、三月、四月に起つたことではなく、一九四四年の一月末乃至二月頃より以後のことなりと、又これ等の婦女が、スマランに居たる婦女子と同様に、一九四四年の四月末乃至五月頃ムンチランより、オイテンゾルフのコタバリスへキヤンプに送られたことを、上記すべきに於て書類にして存在致り明らかになつたる。

証拠所得の事件の概要

証拠所得の事件の概要は、上記の如くにして、スマランにおいて起つた事について、同様の事がムンチランとマゲランとにおいても起つたものと認めらるるに足りる。

証拠の内容を証拠として取り

起訴状の事件の要旨に関する事項については、事件は、刑法人が、起訴状に記載されている方法で「暴行」したことについて、如何なる程度に達したかを確認することが先づ第一に大切なことであるが、ハンタンとなつてゐる上記引用証言よりして、そこにおける傷害を(同)傷害と上記の証言を裁判の内容よりしてこれを犬合明らかにすることが出来、審理を終了することが出来ると考へる。

法務省

この点が第一に事件に関係を有する証言その他の証拠物の内容を見てみる外ないこと

この点については、佐藤(ケ)において佐の証言が読み聞かされその内容が概ねその様なものであることを考慮し、

一、宮本弁護人(ハ)の(ロ)(R)

一、四四条之ロ(ロ)に別表、佐藤老

始末書、仮作成の書類、司令部宛

20×20

ん部長に依命されたが、

スマラン強制売春事件は、奥別者に起った事件である。[illegible]直接には何も知っていない。

事件はつき後で宿ったことをいうして、佐藤少佐自身が、第十六軍司令部参謀長に相談することなく、スマランの慰安屋設立の行為をよえたに相違ないと思う。

自由意志で志願した者なら事件が慰安婦に入れられ、本人がその事をしたために書類に署名しなければならないとされている。模倣になっている。

本件の場合は、その意志のあることの声明書は、日本語と馬来語でしたためてあるけれども、たぶんあるう。

本件で一番悪いのはスマラン軍部慰安所の設置だと思う。

第十六軍司令部は、事公務上中請を如何にしたかを調べる。

岡田少佐が、野崎少將（現祝号人）又は之の他の上官の許可なく、キャンプから婦女を連れ出す時報に接し、不法今金山上に行き過ぎた行為をし、その女達の意志を全く考慮に入れなかったものと解釋する。

他の將校の共同責任というのは、並女房で強制的であったことを聞いても、彼等が之れに介入しなかったというまでにある。

岡田の長にある大人係大佐、野崎の顧問としての池田大佐及び野崎自身は、強制的であった

法務省

ことを知った直後に介入さるべきであった。

二、石田英一

スマランで現人婦女を慰安婦とする命令が聞かれて間もなく、日本人將校に、婦女をかるくは強制的に慰安婦に不法にしたものも、いつも業者を拒絶していることをゆうこと知れわたった。

自分自身、日本人將校に者を売ろうとする婦女の自由意志について何が脳たおちるかと事ごとに気づいた。

20×20

この婦人達は、遊女屋に入ることがゆる仕事をするのが何も聞かされていなかった。

バスが遊女屋の前で降りた時、女達が不安そうな顔をし、又娘達の多くが泣いているのを見た。

岡田少佐が遊女屋の指揮、設立、設施、管理を担当していた。

スマラン州の警察が、連行される婦人の名簿を提出した。

婦人が収容所から出発するのも自由意志によるものではなく、婦人は、岡田の要請によるものであった。

州警の役人がキャンプから連れ出された。

この遊女屋事件の一般的準備の一部は、野崎少尉の副官、高橋少佐が責任をもっていた。

池田は、若し遊女屋の仕事に干渉していたなら、彼は、当時既に出来ていた数人婦人の遊女屋設立計画を放棄する権限を持っていた。

池田は、遊女屋設立の当時は倉庫部長で、ニ

の設立は、彼の著書に書きしるされた。

三、逃亡

一九四三年二月から一九四四年九月まで、マラソンに居て、野崎少将秘書をしていた。

一九四四年一月より一九四四年二月中旬まで東京に行って来た。

歩兵第七連隊大久保と共に、マラソンの兵器收容所の女を連れて来て逃亡する準備

世話の一とについて話をする為野崎の所へ行った。

法務省

野崎はこの件を以て第十六軍司令部と相談するといった。そして女達をキャンプからあつめた。マラソン山知事宮野の所へ何かいるとはせなかった。

設立する遊女屋は、マラソンの幹部候補生子弟に勤務する将校、下士官用のもので、野崎よりこの設立に協力する様全部せられてしまった。東京へ出張する二日前、この仕事を川村少佐と野崎の別宅喜楽で他に引き継ぎ、それから、川崎市内で設立を図った。女をキャンプ。

残念してくれる様伝報した。

空気は不穏になるしまくなかったらしく、このことを野崎は話をした。この逃亡犯人の件は、宮野が同伴する筈は野崎が変装したものと、岡田が、四十坪の逃亡犯の為の野崎の認可申請書を持ってパスポートに行った。一九四四年三月帰着致同もなく、[illegible]の多くが自発的に休暇は身をまかせたからるべしということを聞いたが、野崎はこの自発的でないことを知っていたと思う。あか、このことについては彼を

法務省

は一応も彼をしたことがない。野崎は弱気の為で、大久保と岡田はしば自分隠匿を振舞をして、野崎に何も話しないでしば様その指図を講じていた。この逃亡犯人事件の最責任者は、当時の東條内閣の東條大将であるが、逃亡犯を充分監督しなかったのであるから、野崎少将も亦責任者である。川村少佐と高橋少佐が、この事実を野崎に充分説明していなかったものと思う。

田中清次郎

二月中旬より四月中旬まで將校クラブの責任者の座席は高橋少佐の本命で、スマラン守備隊本部にこの転勤に就くため出発した。政人道の多くは知者と同意することを欲しなかったが、これ等娘達の意見とか意志は全く殺ぐ方法かった。

五、岡田教官

一九四四年二月より八月一日まで、スマランの幹部候補生学校の教官、陸軍の武器教官

法務省

育部に勤務し、陸軍は大久保中佐ひとりだった。

一九四四年八月頃、収容所から政人せを連れて来れることとして使う道具の設立をいい、野崎少将、池田、大久保ない、高橋少佐と話し合った。

このことについて既に

陸上野崎は、ハンドブックの第十六軍司令部のより以前で計画を得て来いると提出した。

自分、岡田は特に考えるものハンドブックに行かれなかったが、また仕に出る野崎の手紙を実行、なか、特に條件の一つに自発的に

犯罪者の24を二十に充てることとなるのである。

女達は、任務を強制的に失なわせられ、日本語をも

奪われ、そうがあった様に思うが、馬車道で作る

ゴムの製造に署名した。

準備機構署の大部分は池田がやったが、強

りは野崎の副官の高橋知やった。野崎は、キヤ

ンプの女達は概ね嫌がる、たが、この者の婦

女中には自発的なものもいたかも知れないと云つ

たことがある。接収の為に居る女の名

法務省

前は、州庁から来たものを使ったと云う。

文、古屋厳

（州庁の命令で）

（昭四三年一月より後報）

女達の収容に当たった。昭四四年二月より、

昭四四年五月頃までのスマランの慰安所につい

ては良く知っている。

政人売春婦の或る者は、自己の意志にて慰

安屋に来たのだと思うことも多かった。そ

して、この者は売春を強制されたのであるが、

この強制売春の責任者は、野崎少将、池田大佐

それから岡田少佐だと思う。

七、下田住吉

一九四四年二月より一九四四年四月末頃まで
ずスマランの遊女屋の件についても良く知
っている。

政人の妻子の者が、本人の意志に反して遊女
屋に連れて来られ、従ってやむを得ず売春し
ているのだとゆうことに気がついた。

この売春に対する責任者は、野崎少将、他
田中、岡田だと思う。

法務省

八、森本行雄

下七の証人と同様の証言をしている。

九、川村千代松

十、三橋

この両人は七の証人と同様の証言をしている。

十一、文仲野相大佐の自殺する前の遺言状に
よれば、彼の意見では、野崎少将は現地の最高
司令官として、スマランの遊女屋事件の責任を
負うべきである。

以上

事件に個人的に関係を有する者であるので、
軍法会議は、その証言が被告人自身の供述と
異なっているが或は軍務と民務官の責任
関係が被告人と他の部下の職務との間の
紛争関係について付言かの見解を与えるものと
外には証拠力を認めることはしないことを
考慮し、
最後にまた法廷において被告人に、A/X、X/R、
B/X、B2/X及びB2/Rの印が自分にかかれたスマラン
の日本軍の教育手段[illegible]の但書を通知
法務省
庁に至る国を見せたことを考慮し、
被告人が法廷において、自身のことを[illegible]
て又他に読み聞かされた証拠に対する回答を
して概ね次のべていることを考慮し、
即ち
一九四一年八月日本帝国陸軍少将に昇進
し、職業将校となり、一九四二年十一月より一九四
四年五月までスマランの陸軍候補生学校の司
令官兼軍中都紙幅地区司令官であった。
一九四四年一月より一九四五年に紙幅の

バントン、ハスヒ子爵夫人婦人がキャンプに入っていたのでそこから直ちに婦人を移すことを決定した。

一九四四年一月大久保と池田と会談の最中大久保が婦人の移住問題の解決案を始めて提出された問題の解決案を始めて提出した。この問題は、スマランプ日本人用の慰安所に十分義の関係なる女がるかるので日本人ゴに41歳若者が傍かしたことであった。

法務省

この解決案と言うのは、大久保によれば、知事の宮野がキャンプの女をつれて来て慰安所を設立する計画を持っており、軍用慰安所にもおキャンプより女を連れて来いと良いので、一緒に司令部に申請しようと言うのであった。

彼、彼女人が、軍の意味として充分援助の者があるかどうかは疑わしいと言ったとする。池田がなぜ又婦人をかが、二万人の取扱されている婦人の子には百人位はそれをや

ってもよいと言う女婿がいるに相違ないと思うと言った。

そこで彼は、その提案には別に異議はないが、それには軍司令部の許可を得ることを條件とすべきであると言った。そして池田は、ヤンッを筆頭とする長政者と連絡をとることを命じた。

池田は、九月四日に二月に四年に向かって出発し、彼は、李承晩人にこのことについても言わなかった。

法務省

二月彼がハノヒアに行く時、傀儡場で宮野に会った時、宮野は彼に司令部でこの件についてをとくと相談した。

彼は、ハノヒアで李達長国分将軍と、新設される金民主人民共和国の人民軍に任命された。李将軍とこの問題を話した所、この際国家は、一応その案を持って来て見せる様、又李氏は、その任務を放棄することの不快さとこの事を防止する為、就業させる為に国家に署名させることが望ましいと言った。

彼は帰って来てから、その由を吉野に伝え、吉野と相談して移転願、市民用水が下土官用の遊女屋設立を作成することを今じ、年末より引き続き郵に提出して許可を受けることになったのである。

高橋が吉野と相談して作成した計画は、五つの遊女屋を設立することになっており、うち二つは飛騨屋、三つは日本市民用とする。設立場所は第教えられたのである。

彼は、岡田様田本人の池田様が池田様に行くを既に本を持たせてバケツに流し、岡田は日本へ行く途中の地田を考えはバケツに行った。

岡田は口数の許可を得て帰り、この許可は、後に異議申し出で撤回されたが、許可を得たのは四ケ所だけで、下土官用のものは拒否された。

彼は、この案の前後の実行を、飛騨屋がこれを要に報酬備することを提案した部下将校の大久保、岡田が高橋に伝した。

彼は、岡田から、吉集が実行わかったこと

法務省

20×20

要望があったので、自分のテーブルの上にあった同意書には仕事の内容が記載してあるが、世が殺されてから又彼女の名を重複して書き、殺り尊重するなら、重ね同盟が、ガリ版で世が自発的に就業する事は同意していると信じていると言ったので、そのことにした。

特捜ブロックは大久保の管理下にあったが、大久保の指揮下にある同盟が機械化作業を切りまわしている。

法務省

彼は、同盟の現特捜ブロックに行って、同盟を通じてブロック所長の前田女史の年増の女の一人と話をしたが、彼女は不都合のことは何も言さず、又数のことは同盟会合が来る一、二日前までは何も聞いたことがないと言った。

彼自身この前田女史及び他の通訳女史に行ったことは一度もない。

証拠隠滅になれば、四月末に発現部の川村大尉から（副官の叶村大尉）に、美人の世が本人の意志に反して連れて来られたものであること

左のので、大久保に直ちに次のように伝えた。

大久保は、何も知らないと答えた為が、直ぐ別宅の川村大尉に調査する様命じた。

そこで川村は彼、納屋人に女のうち一人が強制されて、何かも逃げ出した女性から聞いたと主張し、又、女の三名の一は逃げの私事は婦人が利益を与えて仕事を言い、実に強りの者は実金に偽装していると言うことが分かったと報告した。

で指定を満ずることが出来る云に司令部が

法務省

分の閉鎖令令が来たので、彼は大久保に対する婦女の為に家を探す様命じた。

この令令が彼をムリやりに、又彼自身

幹部健福生学校の將校団の上に汚点を残したことを恥じ思ったに対し責任を感じ明らかにすることを責任を感じた。

絶田が彼に彼が田舎から帰ってを後、同妻書がなかったと言うことは、小つかなく彼自身

を見てるのを言う言うことは、より得

ないことであろう。

マゲラン守備隊は他の指揮下にあった
言い、これはスマランの新聞編集者
部隊司令官松崎佐藤指揮下の猛兵隊
のが、その一部がそこ（マゲラン）に駐屯し
居地は山口少佐指揮下の工兵隊を兵士
マゲランとその周辺に居住の婦女子キャン
プがあったことは知っていたが、幾つあった
り知らないが、多数居ることは
使したことがなく又キャンプの内部事情
の監督下にあったわけである。

法務省

ムンチランのキャンプから連れて来た女性
達を法廷にしたことについて何も知らず
、一九四四年五月松崎が報告
したことを聞いたことがある。
マゲランで起ったことについては全部責任
を感じていない。そのキャンプから女性
達は、他に一九四四年頃、民政当局が
これを行ったもので、スマランの計画が
ある事上
ら前のことであるからである。
被告人に対し手の及ぶ限り起訴されて
い

ることについては、次のことを第一に考慮し、即ち、

軍法会議は、被告人と二木孝義軍曹が犯されたことの間に何等直接関係はないものと考える

この点については、弁論被告人の供述を安く聞べて見ると、二木はなるほどが、この点については直接物的証拠がなく、従って、軍法会議は彼の供述は採用することが出来ると思う。

被告人の指揮下にある隊が駐屯していたマゲランに、民政当局が一九四三年十二月に準備をはじめ、一九四四年一月に、民政当局の監督下にあったインチランの収容所から連れて来た女達で組織を設立し、この慰安所が開設の目的、下士官の慰安婦となることを言う事実については、被告人を責めることは出来ない。

この慰安婦が行なわれた強姦（強制売春）で、最終的には被告人の部下であった、現在駐屯部隊に属する兵隊によって行なわれた件に関する

限りにあつては、被告人が、現在判決としていう限りにおいて、その逃亡罪の成立を知つており、その犯罪が行われたことを予想しながらなお、又は予想し得たことを明らかにするものであるから、被告人にその責を問うことは当然である。

従つて、被告人は、逃亡中の二の命令についても無罪を言い渡されなければならない。

池田一味に対する判決よりして明らかになつた事実によつて確認された被告人自身の供述よりして、彼自身、予め民政当局によつて又は民政当局の協力の下に民政当局の監督下にある収容所より逃亡して来られる婦女子をスパイの逃亡防止に入れ、その二つを彼が司令官の命令で幹部候補生を殺害の上自殺が又他の軍人に自殺を強要する計画を承知し、バタビアで「知事宮殿の要請に基き又はその要請なくして」の言葉を用いる第十六軍参謀長の宣誓供述を聞いた後、その内容を該会議に報告した後、その内容を書きしめしてそれを得たこ

とが明らかである。

婦女子人が自発的に応じられたと分論思っており、自分でもこれについて法がよりも、考慮、将来が、後になって厳重なことが起こる虞れ婦女子として、同意書に署名させる被説明人に出ましたことを説明人自身が供述している。

説明人が、数人婦女子は軽々しく断行する仕事をすることを承知しないことを知っており、彼自身も最初キャンプから出発の婦女

法務省

を手に入れることが出来られるやうなものでいた。

説明人は、同年造と医学弾で作成されていたと言う、彼の机上に置かれた同意書に、書類人に渡されて仕事の内容が書かれているのを見て、同室に説明を求めた。

これよりして、自発的でなければならないと言う彼が、求められたこれらのものいかと書類説明人が思うなることがあるる。

彼は、二人の収容されている婦女子中よ

り百人の自発的応募者があることは問題いな
い。女達の感情を害することは許されない
ことは仕事の四者を記載しなかつた同
自発的と言うことについては、選挙を引き受け
ていう民政党員が入れないと保障していると
に経験はされ多数はなく他の部下の報告
によつて高島に多くもれ、調査又は部下の
報告よりも他の情を聴取することなく、彼
を他の部下に伝えていた。
以上のことをよくして、被告人が目と耳をか

法務省

さいで良心を眠らせていたと結論せざる
を得ず、被告人も亦、監督不行きとつき
つかつたあ責任を感じていることについて
これを
認めている。

被告人は、司令部よりの司令が来る前
日第一線の一人より自発的だと思われが
ちなことを聞き、直ち大体大
体に同意を与えたと主つているが、これは
明らかなことはなく、逆に此処に言つて
おかなければならないことは、この問題が

東京スケッチの会メンバーに選ばれている小田島氏が、吉田少佐がスケッチの道具に[illegible]ンがかく使われて来た女性がいることを[illegible]について聞かされ（長谷川の[illegible]参照）てから始めて今もらされたものだけは出さないと言うことで、このことは秘書人たちも[illegible]と[illegible]又[illegible]記大佐が秘書人を討伐してやった理由を物語っているのであるが、[illegible]思われる。

秘書人が、[illegible]、チャンプから

陸軍省

通ぜられた時の成行が自己の意志に反して迷惑屋に[illegible]ることに対し[illegible]佐を怒ったことは、文道屋・[illegible]今今を、[illegible]の[illegible]に[illegible]の[illegible]

撤して、いることを認めた結果、本人の自覚よりしても、キャンプの婦女をスマラン、の慰安所に入れる強制と言う事が行われることを考慮すべきであり、更にその防止及び救済措置をとることを怠ったことにより、何ら対策を講ずることなく、放置の罪に陥ったことは、犯罪であることは疑を挟まれないものと思料されるこの、本人の自由意志にゆだねてキャンプから連れて来た婦女を慰安所に入れることを考慮した。

法務省

思しなと言うことは、婦女の意思に違は、自己の意志にゆだねてスマラン、の慰安所に入れられたのであり、池田一味に対する事件の責任の際にも数回明らかにされた如く、何故、婦女の下にも慰安所を設置することは、前述の強制と、記録充分な証拠に基づき、本件に対する犯罪に責任を負うべきものと思料する。

[illegible]

逮捕者の虐待迫害が「強姦」と言う戦争犯罪
を容認したと言うことになることを考慮し、
婦女子の仕事がどんなものであるかを良く
認識して自発的に自分自身を提供した婦女に
ついてもホステスの場合真に自発的であった
ものと言うことは出来ない。ちこれ等
婦女子は、スマランのアンパンのキャン
プ内の事情が悪く及び婦女子が強制的に
日本の官憲によって キャンプ内に入れられ、自由行動は許されず、婦女子はつねにどの形態の捕虜の身

法務省

となるかを選ぶことのみが残されていたのが、より良い生活を期待し又はこれを望み、売春に対する道徳的反抗心の欠如から容易に断ることに至ったものである。

婦人 スマランのアンパンの他のキャンプ
に於ては、抑留中の東京大学の小田島大佐が容易なる事を知り、[illegible]
新嘉坡の第七総軍、[illegible]断くもバタビアの第十
六軍司令部にこの事について伝えられた結
果、同様な命令が出たことによりして、日本人婦人も

断る目的のみに、犯罪とされている場合を懲罰することは許すべからざることであり、特に断る事情の下にあっては、真の自発的なりうることは確より得ないことを見抜いているべき。況や国際通念に反するものと又云えもいうことを考慮し、

被告人自身、彼の供述によれば、キヤンプにおいて等某したことはわしもいかがわしいと行為ではないことを非常に良く承知していたが、他の本件宣伝者と同様に、そうすれば国籍に責任を問われるけれどもるかろうと考えたのであり、ヒつ日本軍司令部の命令の後ろにかくれようという政治的意図を取っておることを、

然し乍ら、軍司令部の責任は問われるかろうとの、被告人は、軍事会議の判断をもってすれば、司令部の許可を得てしたと言っている行為について、は救えず得るものと考えられるが、キヤンプへ帰せる者を進出させたことについては、自己的に応募した帰せしに至る限り、先輩と云えばならないことを考慮し

法務省

仮に被告人Ｑ、第一項の結審に掲げられた起訴事実に関する限り無罪として、既に刑の宣告されたＱ級の部下が有罪とされた戦争犯罪の責任を負うと言う起訴事実について、戦争犯罪刑法第九條に従い有罪を宣告されなければならないが、軍法会議の意見を求めれば、「過失犯にＱれることを地、「傷害致死の為の傷せるのら殺」とすることは出来ないと思われ従ってＱれについて有罪を宣告月月刑としてはならないことを考慮し、

被告人に科すべき刑の重さ等の決定に際しては、次のことを考慮にＱれなければならないことを考慮し、即ち

被告人は、陸軍経理学校の司令官兼中将代理地位司令官として、部下の佐官田田及び地田が、俘虜を殺害した行為及び作業をしく怠行されたことを知る程度の責任を負うべきことは未だ明白であるが、被告人は、部下の行為を代位責任に基づき代位責任に基づく責任に過ぎない。

ある新聞報道によると今今の事件を他に入り組んで同新聞の出張員又司令官たる特高主任、戒能警部補、特別警察隊員をして被告人を捕へて見ると云ふことを要求したとは云ふことを聞いた。

本件の審理中、検事総長の部下池田警部補より報告人が、報告人が、報告人が、

然るに他面に於ては、

前述の如く、監督不行届と言う形になって現われた被告人の[illegible]無関心なる態度、[illegible]程度を深酷ならしむ。吉野法令係が被告人の本部下連に対した判決は、前述の如く岡田翁に対しては死刑、池田正一に対し懲役十五年の刑を、又主犯女子本件に直接関係ある被告人のその他の部下に対しては懲役七年から二十年までの刑を科さるべきはずなるに、単に石田英一に対してのみ判決に述べた様な極刑を科することにしたこと。

上記の事情よりして法務省[illegible]が、[illegible]最高刑は重過ぎる。懲役十二年の刑が被告人の罪に対するものと思うことを考慮し、

前記二回位の外、戦争犯罪の定義に関する政令[illegible]第二項及び第三十五項及び戦争犯罪刑法に基づき、[illegible]する必要を認めず。

裁判を行い

法務省

本判決書の既審に場合、被告人野崎清政に対し、起訴事実のうち、証拠不充分のものについては無罪言渡、証拠充分のものについては、「強姦」「監禁」「強盗」「殺人」「強盗」「強姦」「強盗」「強姦」「強盗」「強姦

36

法務省